様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年1月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）きゅうでんみらいえなじーかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　九電みらいエナジー株式会社  （ふりがな）　　　　　　　　みずまち　ゆたか  （法人の場合）代表者の氏名 水町　豊  住所　〒810-0022　福岡県福岡市中央区薬院3－2－23　KMGﾋﾞﾙ8階  法人番号　7290001036116  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ基本計画書（サマリー版） | | 公表日 | 2024年11月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 九電みらいエナジー コーポレートサイトにて公開  企業案内＞ＤＸの推進  https://www.q-mirai.co.jp/company/img/dx.pdf(P3,4) | | 記載内容抜粋 | ■DX推進の目的  　о生産性向上・業務効率化 ＡＩなどのデジタル技術やデータの活用により生産性向上と業務効率化を図る。これにより、O&Mのノウハウ深化など付加価値の高い業務へと発展させる。  　о組織風土改革・企業変革 社員一人ひとりが変革に向けた意識を持ち、デジタル技術やデータを活用しスキルを高め、劇的な環境変化や未知なる革新にも柔軟に対応可能な組織風土を構築し企業変革を実現する。  　о収益性向上・事業拡大 ＤＸを通じた競争力向上策の推進により、収益性を向上させ強固な事業基盤を構築する。また、新サービス拡大による市場での優位性を確保し、企業価値の更なる発展を図る。  ■DX基本計画の位置づけ  　о企業理念、経営ビジョン、九電グループDXビジョン等を踏まえDX基本計画を策定 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会より承認権限を委譲されている経営会議において承認。※2024年4月15日：経営会議承認資料「DX基本計画書」に基づき公表（サマリー版に編集） |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ基本計画書（サマリー版） | | 公表日 | 2024年11月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 九電みらいエナジー コーポレートサイトにて公開  企業案内＞ＤＸの推進  https://www.q-mirai.co.jp/company/img/dx.pdf(P5,6,9) | | 記載内容抜粋 | ■DX目標  　оDX施策を着実に実行し、2027年までにDX推進体制の 整備（DX認定取得）、2030年までにDXを活用した新ビジネス等による競争優位の確立（DX Selection選定）を目指す  ■DX方針  　оデータやデジタル技術を駆使して、データドリブンな企業活動を実現する  ■DXの進め方（施策内容）  　оDX目標達成のため、全社横断的に取組むDX重点施策 、事業部主体で進めるDX個別施策、組織・人事評価などのDX基盤強化施策に分けて、並行して実施する  　[DX重点施策]  　　DX方針、DX成熟度診断※1、トップインタビュー、事業部ヒアリング結果を踏まえて抽出したDX施策を評価（緊急度・実現可能性・投資効果）の上、設定   1. 発電所情報ｼｽﾃﾑの構築と運転・保守ｻｰﾋﾞｽ事業化   発電所の運転データをリアルタイムに収集し、データベースとして蓄積する。これにより、発電量、エネルギーの効率性、機器の稼働状況などの重要な情報をリアルタイムで把握し、発電所の運用状況やパフォーマンスを効果的に可視化するとともに、現場作業における運転・保守業務の更なる効率化を推進し、将来的なO＆Mコンサル等のビジネスモデル構築・実施を目指す。   1. 経営判断の迅速化に資する経営情報の見える化   管理会計データをはじめとする経営管理データをリアルタイムで反映した経営ダッシュボードを構築する。経営情報を見える化し、様々な観点分析・予測を行うことで、高精度で迅速な意思決定を可能とするデータドリブン経営を実現する。   1. デジタルツール活用による業務効率化・高度化   AI、RPA、電子データ、既存の当社標準ツールを活用して、業務プロセスを自動化し効率化を図る。これまでの社員が行っていた業務を省力化をすることで、時間とコストを大幅に削減し、高付加価値な業務に集中できる環境を整える。   1. 需給運用システムの構築   　　地熱、水力統合に伴い、再エネBGセンターを設立し、自社で運用可能なシステムを構築する。再エネの発電量や市場予測システムを導入し、他事業者を含む蓄電池や非FIT再エネの需給運用を実施。  ※1 経済産業省の調査スキームに基づく調査でDX推進の取組み状況を指標項目(32項目）にて評価（経産省:DX調査2023による）  　[DX個別施策]  　　個別のDX施策案を事業部ヒアリングをもとに事務局で整理（各事業部DX個別施策）  　[DX基盤強化施策]  　　成熟度診断結果の向上を目的として、組織、人事評価など即座に対応を開始すべきものを整理（経営トップメッセージ発信、DX推進リーダの育成配置等） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会より承認権限を委譲されている経営会議において承認。※2024年4月15日：経営会議承認資料「DX基本計画書」に基づき公表（サマリー版に編集） |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 九電みらいエナジー コーポレートサイトにて公開  企業案内＞ＤＸの推進  九電みらいエナジー DX基本計画書サマリー版https://www.q-mirai.co.jp/company/img/dx.pdf(P7,9) | | 記載内容抜粋 | ■DXの進め方[取り組み体制]  　оDX重点施策の実施にあたっては、事業部横断によるクロスファンクショナルチーム(CFT)を設置し、全社的な取り組みとして対応する。  оDX重点施策についてはKPIを定め、定期的な達成度評価に基づきDX推進状況を管理し、個別施策の進捗状況とともに、経営会議に報告し、DX推進に経営層が責任を持つ体制とする。  ■DX重点施策の概要・KPI  　⑤DX推進のための人材育成および体制整備  　　ビジネス課題の解決に向けた業務変革を実現するためのDXを推進できる人材育成と体制整備（強化）を実施する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 九電みらいエナジー コーポレートサイトにて公開  企業案内＞ＤＸの推進  九電みらいエナジー DX基本計画書サマリー版（P12）：https://www.q-mirai.co.jp/company/img/dx.pdf | | 記載内容抜粋 | ■ＩＣＴ環境整備のこれまでの取り組み  　оMＳ Office365（スケジューラー、メール、Teams、チャット）導入、社給スマートフォンへの同期実施  о電話帳・名刺管理ソフト導入による社員プロフィールや関係者連絡先等の全社共有  оMＳ Office365のシェアポイントを使用した社内ポータルサイト導入  о各会議室へWEB会議用スピーカーの常設化（スピーカー予約手続き廃止）  оMＳ Office365のTeams・シェアポイントを使用したファイル共有機能の活用（定例ミーティング資料等のペーパレス化で活用）  оMＳ Office365のRPA（power automate）導入・業務効率化への活用  о生成AIの導入（当社向け専用サービス利用）・業務効率化への活用  ※DX推進リーダ等にて試行利用中（今後、全社展開を検討）  о「生成AIの利用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（初版）」の制定・運用  о文字起こし・議事録作成ソフトサービスの利用開始、各種会議体での活用  ※会議体事務局等にて試行利用中（今後、全社展開を検討）  оメール送信時のセキュリティ対策強化（クラウド利用ファイル授受システム活用）  ※PW付きzipファイルのメール送信  о電子承認システム（クラウドサービス）の導入によるペーパレス化・業務効率化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ基本計画書（サマリー版） | | 公表日 | 2024年11月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 九電みらいエナジー コーポレートサイトにて公開  企業案内＞ＤＸの推進  九電みらいエナジー DX基本計画書サマリー版（P9）：https://www.q-mirai.co.jp/company/img/dx.pdf | | 記載内容抜粋 | ■DX重点施策の概要・ＫＰＩ  　①発電所情報ｼｽﾃﾑ構築と運転・保守ｻｰﾋﾞｽ事業化（KPI）  　　о発電実績ﾃﾞｰﾀ収集と確認時間の削減  о運転ﾃﾞｰﾀの自動収集によるﾃﾞｰﾀ精度向上  о実績ﾃﾞｰﾀの公開による意思決定の迅速化  о発電所運転・保守業務の効率化及び収益向上に向けた新たなｻｰﾋﾞｽ事業化  　②経営の迅速化に資する経営情報の見える化（KPI）  　　о意思決定リードタイムの時間短縮  о経営管理データの更新間隔の迅速化  о経営者満足度スコアの向上  　③ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾂｰﾙ活用による業務効率化・高度化（KPI）  　　оツール利用率：90%以上  оツール利用対象者による業務効率化率：20%以上  оペーパレスによるコスト削減：3,000千円  　④需給運用システムの構築（KPI）  　　о地熱発電所及び蓄電所の需給運用開始に向けた要件定義、システム構築  оインバランス低減  о市場取引収益最大化  　⑤DX推進のための人材育成および体制整備（KPI）  　　оDXエキスパートを20名程度育成  оDXリーダーを各事業部に1～2名程度育成 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月20日 | | 発信方法 | 九電みらいエナジー コーポレートサイトにて公開  企業案内＞ＤＸの推進  九電みらいエナジー DX基本計画書サマリー版（P2）：https://www.q-mirai.co.jp/company/img/dx.pdf | | 発信内容 | 九電みらいエナジーは、再生可能エネルギーの拡大に向けた取り組みを進める中で、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の重要性を強く認識しています。私たちの目指す未来は、再生可能エネルギーを供給することだけにとどまらず、デジタル技術を駆使して新たな価値を創造する企業へと進化することです。  近年、デジタル技術の進化は目覚ましく、私たちの事業運営においてもその活用が不可欠です。具体的には、データ分析やAIを活用した再エネの発電量や市場予測による効率的な需給運用や、ドローンやIoT技術等の導入による発電設備のメンテナンスの最適化、運営コストの削減などを考えています。このように、現場の事業所から本店まで、AIなどのデジタル技術やデータを活用した業務運営や効率化を図り、再エネ利益の最大化につなげていきます。更にそのノウハウを活用し、エネルギーのデジタルプラットフォーム構築など再エネ事業の進化と新事業領域への進出を目指しています。  ＤＸを推進するためには、社員一人ひとりの変革マインドが重要です。私たちは、全社員がデジタル技術を積極的に活用し、変化を恐れずに新しい挑戦を受け入れる文化を醸成していきます。これにより、社員全員が専門知識やスキルを高め、最大限のパフォーマンスを発揮できるような組織を目指します。  ２０５０年の“みらいを拓く、世界有数のグリーンエネルギー企業”を目指すというビジョンを実現するため、ＤＸ行動指針「スピード×チャレンジ×プロフェッショナル」に基づき、全力で取り組んでまいります。私たちは新たな価値を創造し、地域社会やお客さまに貢献する企業として、更なる成長を遂げていきます。未来に向けて、共に歩んでいきましょう。  2024年11月  代表取締役社長 執行役員 水町 豊 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ■以下の取り組みにより、現状の課題を把握し、DX基盤強化施策を策定。2024年4月15日 経営会議にて報告。  о経済産業省の調査スキームに基づく調査でDX推進の取組み状況を指標項目(32項目）にて評価（経産省:DX調査2023による）  　о社長・副社長へのトップインタビュー、部門ヒアリングを行い、現状の課題や目指すべき方向性等を明確化  　※添付資料を参照  ■経営会議にて進捗や課題等を経営層へ報告し承認や助言を得ながら課題の解決を図っていく（四半期等）。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社は「情報セキュリティの確保」が経営上の重要項目であると認識し、経営トップを最高責任者とする推進体制のもと、全社一丸となって、情報セキュリティの確保に向けた取組を実施中。  [以下は主な取組み]  ■社内に「情報セキュリティ基本方針（指針）」「情報セキュリティ管理規程」「情報取扱要則（基準）」「電力制御システムサイバーセキュリティ管理規程」等を策定し、適切に運用。  　※九電みらいエナジー コーポレートサイトにて個人情報保護基本方針を公開  https://www.q-mirai.co.jp/electricity/privacy.html  ■セキュリティマネジメント（ＰＤＣＡ）によるセキュリティ自己点検・対策を実施（１回/毎年）  ■情報セキュリティ教育、標的型攻撃メール訓練の実施（１回/毎年）  ■定期的に情報セキュリティへの取組状況について内部 監査を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。